

改正案	現行
(債券の発行) 第二十七条 (略) 27 (略) 8 会社法(平成十七年法律第 号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。 9 (略)	(債券の発行) 第二十七条 (略) 27 (略) 8 商法第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。 9 (略)

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）

改正案	現行
（民法等の準用） 第四十条 民法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、特定非営利活動法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替えるものとする。 2 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。 3 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。 第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。 一（七）（略） 八 第四十条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。 九 第四十条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。 十（略）	（民法等の準用） 第四十条 民法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ一、第三百三十六条から第三百三十七条まで及び第三百三十八条の規定は、特定非営利活動法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替えるものとする。 （新設） （新設） 第四十九条 （同上） 一（七）（略） 八 第四十条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。 九 第四十条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。 十（略）

改正案

（担保不動産の活用等）

第二十条（略）

2 前項の規定の適用がある場合における会社法（平成十七年法律第 号）第四百六十一
条第二項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び内
閣府令で定める場合における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法
律第二十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額中内閣府令で定める金
額の合計額を減じて得た」とする。

現行

（担保不動産の活用等）

第二十条（略）

2 前項の規定の適用がある場合における商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十条
第一項及び第二百九十三条ノ五第三項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含
む。）の規定の適用については、同法第二百九十条第一項中「左ノ金額」とあるのは「左ノ
金額及内閣府令ニ定ムル場合ニ於ケル民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に
関する法律第二十条第一項ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額中内閣府令
ニ定ムル金額ノ合計額」と、同法第二百九十三条ノ五第三項中「第一号乃至第四号ノ金額」
とあるのは「第一号乃至第四号ノ金額及内閣府令ニ定ムル場合ニ於ケル民間資金等の活用に
よる公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第一項ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産
ノ部ニ計上シタル金額中内閣府令ニ定ムル金額ノ合計額」とする。

改 正 案

現 行

（取消権の行使期間等）

第七条 （略）

（取消権の行使期間等）
第七条 （略）

2 会社法（平成十七年法律第 号）第五十一条第二項、第一百一条第四項及び第二百一
条第二項の規定（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）は、第四条第一
項から第三項まで（第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による消費者契約
としての株式の引受けの取消しについて準用する。この場合において、同法第五十一条第二
項及び第二百一条第四項中「錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は
詐欺若しくは強迫を理由として」とあり、並びに同法第二百一十一条第二項中「錯誤を理由と
して募集株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として」とあるのは、
「消費者契約法第四条第一項から第三項まで（同法第五条第一項において準用する場合を含
む。）の規定により」と読み替えるものとする。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第百九十一条及び第二百八十条ノ十二の規定（これ
らの規定を他の法律において準用する場合を含む。）は、第四条第一項から第三項までの規
定による消費者契約としての株式又は新株の引受けの取消しについて準用する。この場合に
おいて、同法第百九十一条中「錯誤若八株式申込証ノ用紙ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引
受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若八強迫ヲ理由トシテ」とあり、及び同法第二百八十条ノ十二中
「錯誤若八株式申込証ノ用紙若八新株引受権証書ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効
ヲ主張シ又ハ詐欺若八強迫ヲ理由トシテ」とあるのは、「消費者契約法第四条第一項乃至第
三項（同法第五条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ因リ」と読み替えるものとす
る。

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定
の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約
の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害
するものは、無効とする。

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者
の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二
項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

改正案	現行
（一般担保） 第六十四条（略） 2・3（略） 4 第二項の貸付金を借り入れた一般電気事業会社は、<u>会社法（平成十七年法律第 号）</u> <u>第四百四十条第一項又は第二項の規定により貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には</u> <u>、当該貸借対照表又はその要旨に、当該借入先及び借入金額を付記しなければならない。</u> 5 前項に規定する一般電気事業会社は、<u>会社法第四百四十条第三項の規定による措置をとる</u> <u>場合には、同項の規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれ</u> <u>ている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならない。</u>	（一般担保） 第六十四条（略） 2・3（略） 4 第二項の貸付金を借り入れた一般電気事業会社は、<u>商法（明治三十二年法律第四十八号）</u> <u>第二百八十三条第四項及び第五項又は株式会社の監査等に関する法律（</u> <u>昭和四十九年法律第二十二号）</u><u>第十六条第一項及び第三項（同法第二十一条の三十一第三項</u> <u>において準用する場合を含む。）の規定により貸借対照表又はその要旨の公告をする場合に</u> <u>は、当該貸借対照表又はその要旨に、当該借入先及び借入金額を付記しなければならない。</u> 5 前項に規定する一般電気事業会社は、<u>商法第二百八十三条第七項前段の規定による措置又</u> <u>は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第五項前段（同法第二十一条</u> <u>の三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置をとる場合には、これら</u> <u>の規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれている情報に、</u> <u>当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならない。</u>

改正案

現行

目次 第一章・第二章（略） 第三章 管理 第一節（略） 第二節 取締役等（第十二条・第十三条） 第三節（略） 第四章・第十章（略） 附則	目次 第一章・第二章（略） 第三章 管理 第一節（略） 第二節 役員等（第十二条・第十三条） 第三節（略） 第四章・第十章（略） 附則
（株式） 第四条（略） 2 機構は、会社法（平成十七年法律第 号）第百九十九条第一項に規定する募集株式（以下「募集株式」という。）を引き受ける者の募集をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。	（株式） 第四条（略） 2 機構は、新株を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
第九条 発起人は、前条第二項の規定による設立の認可があつたときは、遅滞なく、各株につきその発行価額の全額を払い込み、かつ、取締役及び監査役を選任しなければならない。	第九条 発起人は、前条第二項の規定による設立の認可があつたときは、遅滞なく、各株につきその発行価額の全額を払い込み、かつ、取締役及び監査役（以下「役員」という。）を選任しなければならない。
第十一条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一・二（略）	第十一条 機構の定款には、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一・二（略）
2・3（略） 4 機構の定款には、会社法第二十一条第十二号に規定する委員会を置く旨を定めてはならない。	2・3（略） 4 機構の定款には、株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一章第四節に規定する委員会等設置会社に関する特例の適用を受ける旨を定めてはならない。
5（略） 第二節 取締役等 （取締役及び監査役の選任等の決議）	5（略） 第二節 役員等 （役員の選任等の決議）

第十二条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（取締役等の秘密保持義務）

第十三条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（権限）

第十五条 委員会は、次に掲げる事項の決定を行う。

一五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2（略）

（組織）

第十六条（略）

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。

38（略）

（運営）

第十七条（略）

23（略）

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞

第十二条 機構の役員の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員等の秘密保持義務）

第十三条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（権限）

第十五条（同上）

一五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、商法第二百六十条第二項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2（略）

（組織）

第十六条（略）

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役（商法第百八十八条第二項第七号ノ二に規定する社外取締役をいう。）が、それぞれ一人以上含まなければならない。

38（略）

（運営）

第十七条（略）

23（略）

4 商法第二百六十条ノ二第二項及び第三項、第二百六十条ノ三第一項並びに第二百六十条ノ四並びに商法特例法第一条の四第一項及び第二項の規定は、委員会の運営について準用する。この場合において、商法第二百六十条ノ二第三項中「第一項ノ取締役」とあるのは「株式会社産業再生機構法第十七条第二項ノ現二在任スル委員」と、同法第二百六十条ノ四第四項において準用する同法第三十三条ノ二、同法第二百六十条ノ四第六項第二号及び商法特例法第一条の四第二項第一号中「法務省令」とあるのは「内閣府令・財務省令・経済産業省令」と、同号中「謄写」とあるのは「謄写。この場合において、同項中「法務省令」とあるのは「内閣府令・財務省令・経済産業省令」とする。」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

（新設）

（新設）

なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

8| 委員会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9| 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10| 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

（議事録）

第十七条の二 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2| 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3| 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4| 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構、その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）又は預金保険機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができる。

5| 会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第一号に係る部分に限る。）（第八百七十一條本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。）

6| 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

（登記）

第十八条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（登記）

第十八条 機構は、委員を選定したときは、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 (略)

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

(支援決定の撤回)

第二十八条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一 三 (略)

四 買取申込み等期間内に、対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 (略)

(予算の認可)

第三十五条 機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(剰余金の配当の特例)

第三十六条 機構は、各事業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を超えて、発行済株式に対し、剰余金の配当を行わないものとする。

(剰余金の配当等の決議)

第三十七条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十八条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(残余財産の分配の特例)

第四十五条 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額は、株式の払込金額の総額に機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を乗じて得た金

生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 (略)

(新設)

(支援決定の撤回)

第二十八条 (同上)

一 三 (略)

四 買取申込み等期間内に、対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 (略)

(予算の認可)

第三十五条 機構は、毎営業年度の開始前に、当該営業年度の予算を主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(利益配当の特例)

第三十六条 機構は、各営業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を超えて、発行済株式に対し、利益の配当を行わないものとする。

(利益処分等の決議)

第三十七条 機構の利益の処分又は損失の処理の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十八条 機構は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(残余財産の分配の特例)

第四十五条 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額は、株式の発行価額の総額に機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を乗じて得た金

額を限度とする。

- 2 残余財産の額が前項の規定により株主に分配することができる金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、会社法第五百四条の規定にかかわらず、国庫に帰属する。

(借入金及び預金保険機構債券)

第四十九条 (略)

2 4 (略)

- 5 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される機構債とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

第六十一条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

第六十二条の二 第六十一条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

- 2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第一条の例に従う。

第六十三条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者が、第十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第二項の規定に違反して、募集株式を引き受ける者の募集をしたとき。

二 五 (略)

額を限度とする。

- 2 残余財産の額が前項の規定により株主に分配することができる金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、商法第四百二十五条の規定にかかわらず、国庫に帰属する。

(借入金及び預金保険機構債券)

第四十九条 (略)

2 4 (略)

- 5 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

第六十一条 機構の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 (略)

(新設)

第六十三条 第十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第二項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 五 (略)

六 第三十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の承認を受けな
かったとき。
七・八 (略)

六 第三十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の承認を受けな
かったとき。
七・八 (略)

改 正 案	現 行
（仮名による株取引等の禁止） 第一条 国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等（株券等（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下同じ。）の取得又は譲渡をいう。以下同じ。）を行つてはならない。	（仮名による株取引等の禁止） 第一条 国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等（株券等（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下同じ。）の取得又は譲渡をいう。以下同じ。）を行つてはならない。

改正案

現行

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律目次

第一章（第三章の二）（略）

第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割及び事業の譲受け（第九条―第十八条）

第四章の二（第十章）（略）

第二条（略）

（略）

この法律において「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう。

（略）

この法律において「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる）を有するもの（議決権を除き、会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）についての議決権を含む。第四章において同じ。）の過半数を有する他の国内の会社をいう。

第七条 第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

（略）

第七条の二（略）

（略）

第一項の場合において、当該事業者が次のいずれかに該当する者であるときは、同項中「百分の十」とあるのは「百分の四」と、「百分の三」とあるのは「百分の一・二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」とする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律目次

第一章（第三章の二）（略）

第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割及び営業の譲受け（第九条―第十八条）

第四章の二（第十章）（略）

第二条（略）

（略）

この法律において「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者をいう。

（略）

この法律において「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。第四章において同じ。）の過半数を有する他の国内の会社をいう。

第七条 第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

（略）

第七条の二（略）

（略）

（同上）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 （略）

② （略）

第八条の四 独占的状态があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、事業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。

（略）

第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割及び事業の譲受け

第十五条の二 （略）

国内の会社は、共同新設分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該共同新設分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

一 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（当該共同新設分割で設立する会社にその事業の全部を承継せようとするもの（以下この項において「全部承継会社」という。）に限る。）に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 （略）

② （略）

第八条の四 独占的状态があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、営業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。

（略）

第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割及び営業の譲受け

第十五条の二 （略）

（同上）

一 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（当該共同新設分割で設立する会社にその営業の全部を承継せようとするもの（以下この項において「全部承継会社」という。）に限る。）に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

二 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社（当該共同新設分割で設立する会社にその事業の重要部分を承継せよとするもの（以下この項において「重要部分承継会社」という。）に限る。）の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

三・四 （略）

国内の会社は、吸収分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該吸収分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

一 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（当該吸収分割でその事業の全部を承継せよとするもの（次号において「全部承継会社」という。）に限る。）に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

二 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときに除く。）。

三 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（当該吸収分割でその事業の重要部分を承継せよとするもの（次号において「重要部分承継会社」という。）に限る。）の当該分割の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

四 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該分割の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときに除く。）。

（略）

第十六条 会社は、次に掲げる行為をすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該行為をしてはならず、及び不公正な取引方法により次

二 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社（当該共同新設分割で設立する会社にその営業の重要部分を承継せよとするもの（以下この項において「重要部分承継会社」という。）に限る。）の当該承継の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

三・四 （略）
（同上）

一 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（当該吸収分割でその営業の全部を承継せよとするもの（次号において「全部承継会社」という。）に限る。）に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

二 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときに除く。）。

三 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（当該吸収分割でその営業の重要部分を承継せよとするもの（次号において「重要部分承継会社」という。）に限る。）の当該分割の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

四 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該分割の対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて営業を承継しようとする会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときに除く。）。

（略）

第十六条 （同上）

に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の会社の事業の全部又は重要部分の譲受け
- 二 他の会社の事業上の固定資産の全部又は重要部分の譲受け
- 三 他の会社の事業の全部又は重要部分の賃借
- 四 他の会社の事業の全部又は重要部分についての経営の受任
- 五 他の会社と事業上の損益全部を共通にする契約の締結

会社であつて、その会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（第四項において「譲受会社」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ事業又は事業上の固定資産（以下この条において「事業等」という。）の譲受けに関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

- 一 総資産の額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える他の国内の会社の事業の全部の譲受けをしようとする場合

二 他の国内の会社の事業の重要部分又は事業上の固定資産の全部若しくは重要部分の譲受けをしようとする場合であつて、当該譲受けの対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

前項の規定は、次の各号の一に該当する場合には適用しない。

- 一 事業等の譲受けをしようとする会社及び当該事業等の譲渡をしようとする会社のうち、いずれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの総株主の議決権の過半数を有している場合

二 事業等の譲受けをしようとする会社及び当該事業等の譲渡をしようとする会社のそれぞれの総株主の議決権の過半数を有する会社が同一の会社である場合

前二項の規定は、譲受会社が他の外国会社の事業等の譲受けをしようとする場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「総資産の額」とあり、同項第二号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

第十五条第四項から第六項までの規定は、第二項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出に係る事業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十五条第四項及び第六項中「合併」とあるのは、「事業又は事業上の固定資産の譲受け」と、同条第五項中「合併に」とあるのは、「事業又は事業上の固定資産の譲受けに」と、「合併会社のうち少なくとも一の会社に」とあり、及び「合併会社に」とあるのは、「事業又は事業上の固定資産の譲受けをしようとする会社に」と読み替えるものとする。

- 一 他の会社の営業の全部又は重要部分の譲受け

二 他の会社の営業上の固定資産の全部又は重要部分の譲受け

三 他の会社の営業の全部又は重要部分の賃借

四 他の会社の営業の全部又は重要部分についての経営の受任

五 他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約の締結

会社であつて、その会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（第四項において「譲受会社」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ営業又は営業上の固定資産（以下この条において「営業等」という。）の譲受けに関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

- 一 総資産の額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える他の国内の会社の営業の全部の譲受けをしようとする場合

二 他の国内の会社の営業の重要部分又は営業上の固定資産の全部若しくは重要部分の譲受けをしようとする場合であつて、当該譲受けの対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

（同上）

- 一 営業等の譲受けをしようとする会社及び当該営業等の譲渡をしようとする会社のうち、いずれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの総株主の議決権の過半数を有している場合

二 営業等の譲受けをしようとする会社及び当該営業等の譲渡をしようとする会社のそれぞれの総株主の議決権の過半数を有する会社が同一の会社である場合

前二項の規定は、譲受会社が他の外国会社の営業等の譲受けをしようとする場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「総資産の額」とあり、同項第二号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

第十五条第四項から第六項までの規定は、第二項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出に係る営業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十五条第四項及び第六項中「合併」とあるのは、「営業又は営業上の固定資産の譲受け」と、同条第五項中「合併に」とあるのは、「営業又は営業上の固定資産の譲受けに」と、「合併会社のうち少なくとも一の会社に」とあり、及び「合併会社に」とあるのは、「営業又は営業上の固定資産の譲受けをしようとする会社に」と読み替えるものとする。

第十七条の二 第十条第一項、第十一条第一項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十六条第一項又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、株式の全部又は一部の処分、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。 (略)	第十七条の二 第十条第一項、第十一条第一項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十六条第一項又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、株式の全部又は一部の処分、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。 (略)
--	--

改 正 案

現 行

(定義) 第二条 (略) 2 6 (略) 7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一 資本の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの 二 資本の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの 三 資本の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。）をするもの 四 資本の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの 8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一 個人又は資本の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの 二 個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの 三 個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの 四 個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの	(定義) 第二条 (略) 2 6 (略) 7 (同上) 一 資本の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの 二 資本の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの 三 資本の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。）をするもの 四 資本の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの 8 (同上) 一 個人又は資本の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの 二 個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの 三 個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの 四 個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの
--	---

9 資本金の額又は出資の総額が千万円を超える法人たる事業者から役員任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第七項第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。 10 (略)	9 資本金の額又は出資の総額が千万円を超える法人たる事業者から役員任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第七項第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。 10 (略)
--	--

改正案

現行

（登録基準）

第二十六条 国家公安委員会は、第二十四条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、内閣府令で定める。

（登録基準）
第二十六条 （同上）

一 （略）

二 登録申請者が、警備業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものであること。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、警備業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第 号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める警備業者の役員又は職員（過去二年間に当該警備業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

2 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十二条 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 （略）

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、警備業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める警備業者の役員又は職員（過去二年間に当該警備業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ （略）

2 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十二条 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 （略）

改正案

現行

（暴力的要求行為の禁止）

第九条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第十二条の三及び第十二条の五において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

一（略）

十 株式会社又は当該株式会社の子会社（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第三号の子会社をいう。）に対してみだりに当該株式会社の株式の買取り若しくはそのあつせん（以下この号において「買取り等」という。）を要求し、株式会社の取締役、執行役若しくは監査役若しくは株主（以下この号において「取締役等」という。）に対してその者が拒絶しているにもかかわらず当該株式会社の株式の買取り等を要求し、又は株式会社の取締役等に対して買取りの価格その他の買取り等の条件として当該取締役等が示している事項に反して著しく有利な条件による当該株式会社の株式の買取り等を要求すること。

十一（略）

別表（第二条関係）

一（略）

（削る）

二（略）

四十七 会社法第八編に規定する罪

（暴力的要求行為の禁止）

第九条（同上）

一（略）

十 株式会社又は当該株式会社の子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項の子会社をいう。）に対してみだりに当該株式会社の株式の買取り若しくはそのあつせん（以下この号において「買取り等」という。）を要求し、株式会社の取締役、執行役若しくは監査役若しくは株主（以下この号において「取締役等」という。）に対してその者が拒絶しているにもかかわらず当該株式会社の株式の買取り等を要求し、又は株式会社の取締役等に対して買取りの価格その他の買取り等の条件として当該取締役等が示している事項に反して著しく有利な条件による当該株式会社の株式の買取り等を要求すること。

十一（略）

別表（第二条関係）

一（略）

二 商法第二編第七章に規定する罪

三（略）

（新設）

改 正 案	現 行
（株取引等の報告） 第七条 本庁審議官級以上の自衛隊員は、前年において行った株券等（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本庁審議官級以上の自衛隊員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。 2・3 （略）	（株取引等の報告） 第七条 本庁審議官級以上の自衛隊員は、前年において行った株券等（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本庁審議官級以上の自衛隊員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。 2・3 （略）